

各務原市工業用液化石油ガス消費者指導要綱

(平成18年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「規則」という。）に規定する工業用（農水産用を含む。以下同じ。）に液化石油ガスを消費する者に関する規定を補完することにより、液化石油ガスによる災害を防止し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、工業用に液化石油ガスを消費する者（その消費する液化石油ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が質量1,000kg以上3,000kg未満である者に限る。以下「消費者」という。）に関する保安について規定する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、規則及び容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）に定める用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工業用 窯業、金属、繊維、食品、化学、樹脂、塗装及び印刷等の業に液化石油ガスを用いるもの
- (2) 農水産用 農水産物の乾燥、加熱等に液化石油ガスを用いるもの
- (3) 貯蔵設備 容器、貯槽等液化石油ガスを貯蔵する設備
- (4) 貯蔵設備等 貯蔵設備、気化装置及びこれらの間の配管
- (5) 消費設備 貯蔵設備等、燃焼器及びこれらの間のガス設備
- (6) 消費施設 消費設備その他消費に係る施設

(消費の届出)

第4条 消費者は、消費開始の日の15日前までに工業用液化石油ガス消費届書（様式第1号）に消費施設等明細書（様式第2号）及び高圧ガス保安法遵守状況一覧（様式第3号）を添えて消費施設ごとに市長に届け出なければならない。

(消費施設等の変更の届出)

第5条 消費者は、氏名若しくは名称、貯蔵設備等又は保安監督者を変更したときは、遅滞なく工業用液化石油ガス消費施設等変更届書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(消費の廃止の届出)

第6条 消費者は、液化石油ガスの消費を廃止し、又は第2条の適用を受けなくなつたとき（一時的に貯蔵設備を撤去する場合を除く。）は、遅滞なく工業用液化石油ガス消費廃止届書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

(届出の表示)

第7条 消費者は、消費施設の見やすい場所に届出年月日、氏名若しくは名称又は事業所の名称、保安監督者の氏名、貯蔵能力その他保安上必要な事項を表示しなければならない。

(定期自主検査)

第8条 消費者は、消費施設に関して次に掲げる保安のための自主検査を1年に1回以上行わなければならない。

(1) 目視又は計測等による消費施設の基準適合状況の確認

(2) 常用の圧力以上の圧力で行う消費設備（貯蔵設備を除く。）の漏えい試験又は気密試験

(保安監督者の選任)

第9条 消費者は、次の各号の一に該当する者のうちから保安監督者を選任し、保安監督者に消費施設の維持、消費の方法の監視その他保安に関する技術的な事項について管理させなければならない。

(1) 製造保安責任者免状又は販売主任者免状を有する者

(2) 液化石油ガスに係る特定高压ガス取扱主任者の資格を有する者

(3) 高压ガス保安協会岐阜県液化石油ガス教育事務所が行う液化石油ガスの保安に関する講習（法令3時間、高压ガスの消費に必要な保安管理の技術4時間）を受けた者

(4) 販売業者の販売主任者に保安管理の技術的な指導を受けるとともに、規則第39条の規定により販売業者が配布した周知書面を十分に理解した者（消費者が当該従業員を保安監督者に選任の日から1年以内に前号に掲げる講習を受講させる旨を誓約した場合に限る。）

(5) 第1号から第3号までに掲げる条件と同等以上の者であつて市長が認めたもの
(保安監督者の職務等)

第10条 保安監督者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 消費施設が規則に定める技術上の基準に適合するように監督すること。

- (2) 定期自主検査の実施を監督すること。
- (3) 消費施設の巡視及び点検を行うこと。
- (4) 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。

2 液化石油ガスの消費に従事する者は、保安監督者が法及び規則に基づく命令又はこの要綱の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 消費者は、保安監督者からの危害予防上の意見には、速やかに措置しなければならない。

(保安教育)

第11条 消費者は、液化石油ガスの消費に従事する者に液化石油ガスの消費に関し、保安上必要な事項について保安教育を施さなければならない。

(危険時の措置)

第12条 消費者は、消費設備からの液化石油ガスの漏えいを発見したときは、直ちに消費の作業を中止するとともに近くの火気を除去し、換気及び漏えい防止等の措置を講じなければならない。

2 消費者は、消費設備及びその周辺において火災等が発生したときは、直ちに消火器等により、初期消火に努めるほか、状況に応じて充てん容器を安全な場所に移す等応急措置を行うものとするが、応急措置を講ずることができないときは、液化石油ガスの消費に従事する者又は必要に応じて付近の住民に退避するように警告しなければならない。

3 消費設備の異常を発見した者は、直ちにその旨を市長、消防本部、警察署及び液化石油ガス供給業者に通報しなければならない。

(帳簿)

第13条 消費者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から3年間保存しなければならない。

(1) 日常点検を実施した場合 実施年月日、点検結果及び点検実施者

(2) 定期自主検査を実施した場合 実施年月日、検査結果及び実施について監督を行った保安監督者の氏名

(3) 消費施設に異常があった場合 異常があった年月日及びそれに対してとった措置

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

工業用液化石油ガス消費届書

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表者の氏名

整理番号	
受理年月日	
名称（事業所の名称含む。）	
事務所所在地	
事業所所在地	

備考 整理番号及び受理年月日は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

消費施設等明細書

消費の目的			
貯蔵能力	kg	1. 容器 (kg× 本, kg× 本) 2. 貯槽 (kg× 本, kg× 本) 3. バルク貯槽 (kg× 本, kg× 本)	
供給形態	1. 容器配送 2. バルク供給		
気化装置		1	2
	製造所名		
	型式番号		
	加熱方式		
	気化能力	kg/h	kg/h
	耐圧試験年月日	年 月 日	年 月 日
保安監督者氏名			
液化石油ガス販売業者	販売業者名		
	販売業者住所		
	電話番号		
消費施設の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況			別添のとおり
消費施設のフロー			別添のとおり

備考 消費施設の位置を示す図面には、消火器及びガス漏えい検知警報設備の位置を明示すること。

高圧ガス保安法遵守状況一覧

液化石油ガス保安規則第19条第1項第1号 貯槽により貯蔵する場合

条 文		遵守状況
イ	貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽によりすること。	
ロ	貯槽の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	
ハ	貯蔵は、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90パーセントを超えないようにすること。	
ニ	貯槽の修理又は清掃及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	/
	(イ) 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。	
	(ロ) 貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。	
	(ハ) 修理等のため作業員が貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。	
	(ニ) 貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。	
	(ホ) 修理等が終了したときは、当該貯槽に漏えいのないことを確認した後でなければ貯蔵をしないこと。	
ホ	貯槽（貯蔵能力が100立方メートル又は1トン以上のものに限る。）は、経済産業大臣が定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。	
ヘ	貯槽又はこれに取り付けた配管のバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。

(その2)

高圧ガス保安法遵守状況一覧

液化石油ガス保安規則第19条第1項第2号 容器により貯蔵する場合

条 文		遵守状況
イ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。ただし、法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従って液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。	
ロ	貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ	第6条第2項第7号の基準に適合すること。	
	イ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
	ロ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
	ハ 容器置場の周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
	ニ 充てん容器等は、常に温度40度以下に保つこと。	
	ホ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
ヘ 容器置場には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。		

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。

(その3)

高圧ガス保安法遵守状況一覧

液化石油ガス保安規則第19条第1項第3号イ バルク貯槽（1トン未満）により貯蔵する場合

条文	遵守事項
イ	バルク貯槽（ハ（1）から（8）までのものを除く。）は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。
ハ	次に定める基準に適合すること。
	(1) 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。
	(2) 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。
	(3) 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。
	(4) 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。
	(5) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による振動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。
	(6) 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。
	(7) 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。
	(8) (1) から (7) までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2) 又は (3) に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。
	(9) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。
	(10) バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。
	(11) バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。
	(12) バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。
	地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。
	(1) 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひ

ニ	ずみが生じないようなものであること。	
	(2) 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。	
	(3) バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。	
	(4) 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。	
	(5) 第3号ハ(1)の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	
ホ	地盤面下に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。	
	(1) バルク貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。	
	(2) バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。	
	(3) 告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。	
	(4) バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。	
	(5) バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。	
	(6) バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること	
(7) プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。		
へ	バルク貯槽は、その外面から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	
条文	液化石油ガス法施行規則第19条第4号	遵守事項
	バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。

(その4)

高圧ガス保安法遵守状況一覧

液化石油ガス保安規則第19条第1項第3号ロ バルク貯槽（1トン以上）により貯蔵する場合

条 文		遵守事項	
液化石油ガス法施行規則第16条第20号 省略			
液化石油ガス法施行規則第54条第2号			
イ	第19条第3号イの基準に適合するものであること。		
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ バルク貯槽は、高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。		
ハ	バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が3,000キログラム未満のものにあつては5メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。		
ホ	第19条第3号ハ及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合すること。（第19条第3号ハ及び第4号に係る部分に限る。）		
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号ハ		
	(1)	告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	
	(2)	告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	
	(3)	告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。	
	(4)	告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。	
	(5)	告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。	
	(6)	告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。	
	(7)	均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	
	(8)	(1) から (7) までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2) 又は (3) に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合にあつては、この限りでない。	
	(9)	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁と朱書すること。	
	(10)	バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。	
	(11)	バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する装置を講ずること。	
(12)	バルク貯槽には、底部の腐しよく及び転倒を防止するための適当な		

	材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。	
	液化石油ガス法施行規則第19条第4号 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。	
へ	地盤面上に設置するバルク貯槽は、第19条第3号ニ（1）（貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。）、（2）、（3）（貯蔵能力が1,000キログラム未満のものに限る。）、（4）（貯蔵能力が3,000キログラム未満のものに限る。）及び（5）の基準に適合すること。	
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号ニ	
	（1） 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から5センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。	
	（2） 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。	
	（3） バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。	
	（4） 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。	
	（5） 第3号ハ（1）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	
	（7） プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。	
ト	地盤面下に埋設するバルク貯槽（貯蔵能力が3,000キログラム未満に限る。）は、第19条第3号ホの基準に適合すること。	
	液化石油ガス法施行規則第19条第3号ホ	
	（1） バルク貯槽の頂部は、30センチメートル以上地盤面から下にあること。	
	（2） バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。	
	（3） 告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。	
	（4） バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。	
	（5） バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。	
	（6） バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。	
（7） プロテクターのふたは、厚さ5センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。		
チ	省略	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。

(その5)

高圧ガス保安法遵守状況一覧

液化石油ガス保安規則第58条遵守状況

条 文		遵守状況
第1号	充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。	
第2号	充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。	
第3号	充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた蒸発器内の配管については、この限りでない。	
イ	熱湿布を使用すること。	
ロ	温度40度以下の温湯その他の液体を使用すること。	
ハ	空気調査設備（空気の温度を40度以下に調節する自動制御装置を設けたものであって、下記で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。	
第4号	充てん容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。	
第5号	消費は、通風の良い場所で行い、かつ、その充てん容器等を温度40度以下に保つこと。	
第6号	消費した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。	
第7号	貯蔵設備等の周囲5メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に、当該貯槽から漏えいした液化石油ガスに係る流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	
第8号	溶接又は熱切断用の液化石油ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。	
第9号	液化石油ガス法第2条第5項の消費設備に係る消費施設以外の消費施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	
第10号	液化石油ガス法第2条第5項の消費設備に係る消費以外のものについては、第53条第1項第5号、第12号、第14号及び同条第2項第1号から第4号までの基準に適合すること。	
第53条第1項第5号	消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。	
第53条第1項第12号	消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	
第53条第1項第14号	消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	
第53条第2項第1号	貯蔵設備等の周囲5メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵設備等と火気又は引火性若しくは発火性の物との間に前項第3号の流動防止措置又は液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合には、この限りでない。	

第 5 3 条 第 2 項 第 2 号	消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上消費設備の態様に 応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当 該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。	
第 5 3 条 第 2 項 第 3 号	消費設備の修理又は清掃及びその後の消費は、次に掲げる基準による ことにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業 の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者 の監視の下に行うこと又は異常があったときに直ちにその旨を当該責 任者に通報するための措置を講じて行うこと。	
	ロ 消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ず ること。	
	ハ 修理等のため作業員が消費設備内に入るときは、危険を防止するた めの措置を講ずること。	
	ニ 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放 する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置 を講ずること。	
第 5 3 条 第 2 項 第 4 号	ホ 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確 認した後でなければ消費をしないこと。 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状 態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。	

備考 該当しない項目については、斜線を引くこと。

様式第4号（第5条関係）

工業用液化石油ガス消費施設等変更届書

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表者の氏名

整理番号		
受理年月日		
名称（事業所の名称含む。）		
事務所所在地		
変更の種類	a . 氏名又は名称 c . 貯蔵設備 e . 保安監督者	b . 貯蔵能力 d . 気化装置 f . その他（ ）
変更の内容	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 整理番号及び受理年月日は、記入しないでください。
- 2 変更の内容（変更の種類 a、bを除く。）を説明する書類を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

工業用液化石油ガス消費廃止届書

年 月 日

（宛先）各務原市長

代表者の氏名

整理番号	
受理年月日	
名称（事業所の名称含む。）	
事務所所在地	
事業所所在地	
消費廃止年月日	年 月 日

備考 整理番号及び受理年月日は、記入しないでください。